

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第45号

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則（平成13年岩手県規則第140号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第16（第33条、第35条関係）				別表第16（第33条、第35条関係）			
土壌の基準値及び測定方法				土壌の基準値及び測定方法			
番号	健康有害物の種類	基準値	測定方法	番号	健康有害物の種類	基準値	測定方法
1	[略]		日本産業規格K0102の55・2、55・3又は55・4に定める方法	1	[略]		日本産業規格K0102-3の14・3、14・4又は14・5に定める方法
2	[略]		日本産業規格K0102の38に定める方法（日本産業規格K0102の38・1・1及び38の備考11に定める方法を除く。）又は水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）付表1に掲げる方法	2	[略]		日本産業規格K0102-2の9・3・2若しくは9・3・3の蒸留操作を行い、日本産業規格K0102-2の9・4、9・5、9・6（ただし、蒸留操作は装置によっては行わない。）若しくは9・7の分析を行う方法又は水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）付表1（蒸留操作は装置によって行う。）に掲げる方法
3	[略]		環境大臣が定める排水基準に係る検定方法付表1に掲げる方法又は日本産業規格K0102の31・1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあつては、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法付表2に掲げる方法）	3	[略]		日本産業規格K0102-4の7・2・1及び7・2・3に定める方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはE P Nにあつては日本産業規格K0102-4の7・2・1、7・2・2・2及び7・2・2・5若しくは7・2・1及び7・2・6に定める方法。ただし、日本産

業規格K0102-4の7・2・6に定める方法により測定する場合において、日本産業規格K0102-4の7・2・2のクリーンアップを行うときは、日本産業規格K0102-4の7・2・2・2に定める操作とする。

4	[略]	日本産業規格K0102の54に定める方法
5	[略]	日本産業規格K0102の65・2（日本産業規格K0102の65・2・7を除く。）に定める方法（ただし、日本産業規格K0102の65・2・6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、日本産業規格K0170-7の7のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）
6	[略]	日本産業規格K0102の61に定める方法
[略]		
8	[略]	水質汚濁に係る環境基準について付表3及び環境大臣が定める排水基準に係る検定方法付表3に掲げる方法
[略]		
24	[略]	日本産業規格K0102の67・2、67・3又は67・4に定める方法
25	[略]	日本産業規格K0102の47

		業規格K0102-4の7・2・6に定める方法により測定する場合において、日本産業規格K0102-4の7・2・2のクリーンアップを行うときは、日本産業規格K0102-4の7・2・2・2に定める操作とする。
4	[略]	日本産業規格K0102-3の13・2、13・3、13・4又は13・5に定める方法
5	[略]	日本産業規格K0102-3の24・3（日本産業規格K0102-3の24・3・7を除く。）に定める方法。ただし、日本産業規格K0102-3の24・3・2に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、日本産業規格K0170-7の7のa）又はb）に定める操作を行うものとする。
6	[略]	日本産業規格K0102-3の20・2、20・3、20・4又は20・5に定める方法
[略]		
8	[略]	水質汚濁に係る環境基準について付表3及び環境大臣が定める排水基準に係る検定方法付表1に掲げる方法
[略]		
24	[略]	日本産業規格K0102-3の26・2、26・3又は26・4に定める方法
25	[略]	日本産業規格K0102-3

		<p><u>・ 1、47・ 3 又は47・ 4</u> に定める方法</p>
26	[略]	<p>日本産業規格 <u>K 0102</u> の <u>34</u> <u>・ 1</u> (日本産業規格 <u>K</u> <u>0102</u> の <u>34</u> の <u>備考 1</u> を除く 。) 若しくは <u>34・ 4</u> (妨 害となる物質としてハロ ゲン化合物又はハロゲン 化水素が多量に含まれる 試料を測定する場合にあ っては、蒸留試薬溶液と して、水約200ミリリット ルに硫酸10ミリリットル 、りん酸60ミリリットル 及び塩化ナトリウム10グ ラムを溶かした溶液とグ リセリン250ミリリットル を混合し、水を加えて 1,000ミリリットルとした ものを用い、日本産業規 格 <u>K 0170- 6</u> の <u>6 図 2</u> 注 記のアルミニウム溶液の ラインを追加する。) に 定める方法又は日本産業 規格 <u>K 0102</u> の <u>34・ 1・ 1</u> <u>c</u>) (注⁽²⁾ 第 3 文及び日 本産業規格 <u>K 0102</u> の <u>34</u> の <u>備考 1</u> を除く。) に定め る方法 (懸濁物質及びイ オンクロマトグラフ法で 妨害となる物質が共存し ないことを確認した場合 にあっては、これを省略 することができる。) 及 び水質汚濁に係る環境基 準について付表 7 に掲げ る方法</p>
	[略]	
28	[略]	水質汚濁に係る環境基準 について付表 8 に掲げる

		<p>の <u>5・ 2、5・ 5</u> 又は <u>5</u> <u>・ 6</u> に定める方法</p>
26	[略]	<p>日本産業規格 <u>K 0102- 2</u> の <u>5・ 2</u> 及び <u>5・ 3、5</u> <u>・ 2</u> 及び <u>5・ 4</u> (妨害と なる物質としてハロゲン 化合物又はハロゲン化水 素が多量に含まれる試料 を測定する場合にあつて は、蒸留試薬溶液として 、水約200ミリリットルに 硫酸10ミリリットル、り ん酸60ミリリットル及び 塩化ナトリウム10グラム を溶かした溶液とグリセ リン250ミリリットルを混 合し、水を加えて1,000ミ リリットルとしたものを 用い、日本産業規格 <u>K</u> <u>0170- 6</u> の <u>6 図 2</u> 注記の アルミニウム溶液のライ ンを追加する。) <u>、5・</u> <u>2</u> (蒸留操作を行う場合 にあつては、フェノール フタレイン溶液を加えず 、pH試験紙によって液 性を判別する。ただし、 懸濁物質及びイオンクロ マトグラフ法で妨害とな る物質が共存しないこと を確認した場合にあつて は、これを省略すること ができる。) 及び <u>5・ 5</u> 又は <u>5・ 2</u> 及び <u>5・ 6</u> に 定める方法</p>
	[略]	
28	[略]	水質汚濁に係る環境基準 について付表 7 に掲げる

	方法
--	----

[略]

別表第17（第33条、第35条関係）

地下水の基準値及び測定方法

番号	健康有害物質の種類	基準値	測定方法
1	[略]		日本産業規格 <u>K 0102</u> の <u>55・2</u> 、 <u>55・3</u> 又は <u>55・4</u> に定める方法
2	[略]		日本産業規格 <u>K 0102</u> の <u>38・1・2</u> （日本産業規格 <u>K 0102</u> の <u>38</u> の備考11を除く。以下同じ。）及び <u>38・2</u> に定める方法、日本産業規格 <u>K 0102</u> の <u>38・1・2</u> 及び <u>38・3</u> に定める方法、日本産業規格 <u>K 0102</u> の <u>38・1・2</u> 及び <u>38・5</u> に定める方法又は水質汚濁に係る環境基準について付表1に掲げる方法
3	[略]		日本産業規格 <u>K 0102</u> の <u>54</u> に定める方法
4	[略]		日本産業規格 <u>K 0102</u> の <u>65・2</u> （日本産業規格 <u>K 0102</u> の <u>65・2・2</u> 及び <u>65・2・7</u> を除く。）に定める方法。ただし、次の1から3までに掲げる場合にあつては、それぞれ1から3までに定める方法 1 日本産業規格 <u>K 0102</u> の <u>65・2・1</u> に定める方法による場合 原則として光路長50ミリの吸収セルを用

	方法
--	----

[略]

別表第17（第33条、第35条関係）

地下水の基準値及び測定方法

番号	健康有害物質の種類	基準値	測定方法
1	[略]		日本産業規格 <u>K 0102-3</u> の <u>14・3</u> 、 <u>14・4</u> 又は <u>14・5</u> に定める方法
2	[略]		日本産業規格 <u>K 0102-2</u> の <u>9・3・2</u> 若しくは <u>9・3・3</u> の蒸留操作を行い、日本産業規格 <u>K 0102-2</u> の <u>9・4</u> 、 <u>9・5</u> 若しくは <u>9・6</u> （ただし、蒸留操作は装置によっては行わない。）の分析を行う方法又は水質汚濁に係る環境基準について付表1（蒸留操作は装置によって行う。）に掲げる方法
3	[略]		日本産業規格 <u>K 0102-3</u> の <u>13・2</u> 、 <u>13・3</u> 、 <u>13・4</u> 又は <u>13・5</u> に定める方法
4	[略]		日本産業規格 <u>K 0102-3</u> の <u>24・3</u> （日本産業規格 <u>K 0102-3</u> の <u>24・3・3</u> 及び <u>24・3・7</u> を除く。）に定める方法。ただし、次の1及び2に掲げる場合にあつては、それぞれ1及び2に定める方法

		<p>いること。</p> <p><u>2</u> 日本産業規格 <u>K0102</u> の <u>65・2・3</u>、<u>65・2・4</u> 又は <u>65・2・5</u> に定める方法による場合（日本産業規格 <u>K0102</u> の <u>65・の備考11のb</u>）による場合に限る。）</p> <p>試料に、その濃度が基準値相当分（1リットルにつき0.02ミリグラム）増加するように <u>六価クロム標準液</u> を添加して添加回収率を求め、その値が70パーセント以上120パーセント以下であることを確認すること。</p> <p><u>3</u> 日本産業規格 <u>K0102</u> の <u>65・2・6</u> に定める方法により <u>塩分の濃度の高い試料</u> を測定する場合 <u>2</u> に定めるところによるほか、日本産業規格 <u>K0170-7の7のa</u> 又は <u>b</u>）に定める操作を行うこと。</p>
5	[略]	日本産業規格 <u>K0102</u> の <u>61・2</u> 、 <u>61・3</u> 又は <u>61・4</u> に定める方法
[略]		
23	[略]	日本産業規格 <u>K0102</u> の <u>67・2</u> 、 <u>67・3</u> 又は <u>67・4</u> に定める方法
24	[略]	日本産業規格 <u>K0102</u> の <u>47・1</u> 、 <u>47・3</u> 又は <u>47・4</u> に定める方法
25	[略]	日本産業規格 <u>K0102</u> の <u>34・1</u> （日本産業規格 <u>K0102</u> の <u>34</u> の備考 <u>1</u> を除く

		<p><u>1</u> 日本産業規格 <u>K0102-3</u> の <u>24・3・4</u>、<u>24・3・5</u> 又は <u>24・3・6</u> に定める方法による場合（日本産業規格 <u>K0102-3</u> の <u>24・3・3・4のb</u>）による場合に限る。） 試料に、その濃度が基準値相当分（1リットルにつき0.02ミリグラム）増加するように <u>6価クロム標準液</u> を添加して添加回収率を求め、その値が70パーセント以上120パーセント以下であることを確認すること。</p> <p><u>2</u> 日本産業規格 <u>K0102-3</u> の <u>24・3・2</u> に定める方法により <u>汽水</u> 又は <u>海水</u> を測定する場合 <u>1</u> に定めるところによるほか、日本産業規格 <u>K0170-7の7のa</u> 又は <u>b</u>）に定める操作を行うこと。</p>
5	[略]	日本産業規格 <u>K0102-3</u> の <u>20・3</u> 、 <u>20・4</u> 又は <u>20・5</u> に定める方法
[略]		
23	[略]	日本産業規格 <u>K0102-3</u> の <u>26・2</u> 、 <u>26・3</u> 又は <u>26・4</u> に定める方法
24	[略]	日本産業規格 <u>K0102-3</u> の <u>5・2</u> 、 <u>5・5</u> 又は <u>5・6</u> に定める方法
25	[略]	日本産業規格 <u>K0102-2</u> の <u>5・2</u> 及び <u>5・3</u> 、 <u>5・2</u> 及び <u>5・4</u> （妨害と

		<p>。)若しくは<u>34・4</u> (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は日本産業規格K0102の<u>34・1・1c</u> (注⁽²⁾第3文及び日本産業規格K0102の<u>34の備考1</u>を除く。)に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び水質汚濁に係る環境基準について付表7に掲げる方法</p>			<p>なる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)又は<u>5・2</u> (蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。ただし、懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び<u>5・5</u>に定める方法</p>
26	[略]	<p>亜硝酸化合物にあっては日本産業規格K0102の<u>43・1</u>に定める方法により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じて亜硝酸性窒素の量を測定する方法、硝酸化合物にあっては日本産業規格K0102の<u>43・2・</u></p>	26	[略]	<p>亜硝酸化合物にあっては日本産業規格K0102-2の<u>14・2</u>、<u>14・3</u>又は<u>14・4</u>に定める方法により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じて亜硝酸性窒素の量を測定する方法、硝酸化合物にあっては日本産</p>

		<u>1、43・2・3、43・2・5</u> 又は <u>43・2・6</u> に定める方法により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じて硝酸性窒素の量を測定する方法			業規格K0102-2の <u>15・3、15・4、15・6、15・7</u> 又は <u>15・8</u> に定める方法により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じて硝酸性窒素の量を測定する方法
[略]			[略]		
28	[略]	水質汚濁に係る環境基準について <u>付表8</u> に掲げる方法	28	[略]	水質汚濁に係る環境基準について <u>付表7</u> に掲げる方法
備考 [略]			備考1 [略]		
			<u>2 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2により測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・1により測定されたトランス体の濃度の和とする。</u>		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。